

広報

浦安市

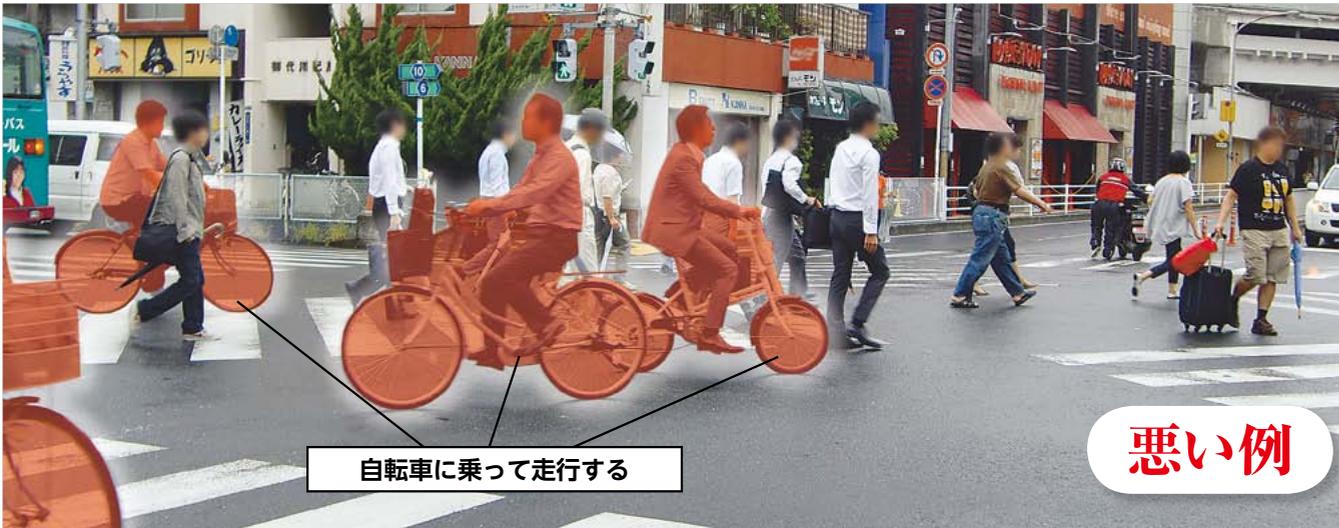
うらやす

主な内容

特集 自転車のルール・マナー 1~3面

うらやす復興祭 ほか 8面

発行/浦安市
所在/〒279-8501 千葉県浦安市
猫実 一丁目1番1号
編集/市長公室広聴広報課
☎047-351-1111(代表)
http://www.city.urayasu.chiba.jp



自転車に乗って走行する

悪い例

浦安駅前スクランブル交差点

通勤・通学時間帯に多くの歩行者の間を縫うように走行する自転車が目立ちます。接触事故につながりますので、歩行者が多い時は自転車から降りて押しましょう。



自転車を降りて押す

良い例

自転車安全利用早朝キャンペーンの様子

自転車事故急増中！

浦安市内で自転車に関する交通事故が多発しています。平坦な道が多いことなどから、通勤・通学などに手軽で便利な交通手段として自転車を利
用する人が大変多い状況ですが、正しい走り方やマナーを知らないまま利
用している方が数多く見受けられます。
正しい走り方やマナーを確認し、安全に自転車を利用しましょう。

【問】交通安全課

特集は2・3ページに続く

こんにちは 市長室です

9月8・9日、神戸市のポートアイランドで自治体災害対策全国会議が開かれ、実行委員の一人として参加してきました。

開催地は、全域が埋め立て地でもあり、阪神淡路大震災の折には、液状化に見舞われた所です。

私は阪神淡路大震災直後に現地に入り、液状化を体感しましたが、あれから16年が経ち、当時を窺わせる被災の爪痕は見られず、復興の状況を目の当たりにしました。

改めて、時の経過と共に復興に向けた不断の努力が成し得たものと感じましたが、本格的な復興へ動き始めた浦安市にとって、大きな希望をもらって帰ってきました。

10月に入りましたが、私が現在最も恐れているのが台風です。

境川や見明川の護岸など、河川堤防が被災で迫り出しているのを目にしている方も多いと思いますが、あまり人目に触れない日の出地区の海

岸護岸は約800mにわたり、エプロン部分が約3m海側に迫り出し、コンクリートの堤防が大きく波打つと共に、一部では断裂しているのが現在の状況です。

私が心配するのは、台風襲来時と満潮時が重なった場合、高潮により海水面が上昇して陸域に浸水することです。

今回の大震災で東北3県の大津波による空前の被害をテレビなどで見て、浦安市における津波の心配をされる方が多く、さまざまな場面で質問や不安の声を聞きます。

浦安市の護岸は、高潮対策として東京湾前面の海岸部についてはA・P(荒川水準点)7.1mの堤防で、河川については、A・P5.6mの高さの堤防で守られています。

浦安市の津波に関しては、1703年の元禄地震の際、約2mの津波が来たとの記録がありますが、今回の地震でも日の出護岸付近では1m程度の津波が到達し、猫実川を遡上した津波は、猫実排水機場で高さ約2.1mを計測しました。

現在の浦安市を守る護岸の高さは、過去最大の伊勢湾台風時の高潮

KEY WORD

緑の防潮堤

3.0mを想定した高潮対策として整備されているものです。

津波については、東京湾北部を震源域とするマグニチュード7.3の首都直下地震が発生した場合で、最大で津波の高さが50cm未満程度であるとされています。

浦安市の安全が、現在、コンクリート堤防の断裂で、風前の灯の観を見せている中で、大きく意識の転換が迫られています。

絶対に大丈夫と思われた東北地方の海岸部の護岸が壊滅的な被害を受けた姿にショックを受けたのは私だけではないと思います。

そのような時、元国際生態学会会長で、横浜国立大学名誉教授の宮脇昭先生から、瓦礫を活用した「森の防波堤」プランが提唱されました。

これは、強固と思われたコンクリート護岸の神話がかろうとも崩れたのに反して、土地本来の植生に基づいた「ほんものの森」が、大震災による巨大津波にも負けず、生き残った

ことに着目し、液状化により噴出した土砂や、道路復旧などで出る瓦礫などを用いて土塁を築き、直根性で深根性のタブノキ、シイ、カシなどの常緑広葉樹林をつくろうというものです。

実はこの発想は日本中にある鎮守の杜や、仙台地方に見られる「居久根林」と呼ばれる防災林などと同じ発想によるものです。

具体的にはこれから「ふるさと復興市民会議」に提案させていただこうと思っておりますが、現在83歳で若者顔負けの元気で世界を飛び歩き、国内外1700カ所以上で、4000万本以上の木を植えてきた宮脇先生の迫力には圧倒されるものがあり、傾聴に値するものと私は思っています。

松崎秀樹

自転車は 「軽車両」 ルール・マナーは 必ず守りましょう

今年の1月～8月に起こった浦安市内での自転車に関係する事故の件数は、重傷事故8件、軽傷事故130件です。この事故件数は、あくまで、警察に届けられた件数であり、警察に届けられていない事故も含めると、さらに多くの事故が起きていると予想されます。自転車は歩行者と同じ立場であると誤った認識を持った人が、たくさんいるようです。自転車は便利で手軽に乗れる乗り物ですが、道路交通法上は、車（軽車両）であるため、歩行者との事故を起こせば訴訟問題に発展することもあります。

事故を
起さない
ためにも

自転車通行 ルール・マナー

車道の左端を通行する

- ルール**
- ▶自転車は車道通行(車と同様に左側通行)が原則です
※右図の標識がある歩道では、自転車も歩道を徐行して走行可。13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、やむを得ない場合は、右図の標識がない歩道の走行可
 - ▶車道通行時、車の間を縫うような危険な運転はやめましょう



歩道通行時の注意点

- ルール**
- ▶道路標示で通行場所が指定されている場合は、その自転車通行帯を通行してください(自転車通行帯・通行可歩道では、必ずしも左側を通行しなくてもよい)
 - ▶自転車通行帯がないときは車道寄りを行ってください
 - ▶歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げないようにし、歩行者の通行を妨げる恐れのあるときは一時停止してください
 - ▶ベルはむやみに鳴らさないでください
 - ▶「ながら運転」はやめてください(たばこを吸う、犬の散歩、携帯電話を使用、傘をさす、音楽を聞く、など何かをしながら自転車で走行する)
- マナー**
- ▶ほかの自転車とすれちがうときはハンドルを左に切って避けてください
 - ▶すぐに停止できるような速度(徐行)で走行してください

自転車横断帯を通行する

- ルール**
- ▶自転車横断帯があるときは、自転車横断帯を通行してください
 - ▶自転車横断帯がない横断歩道を渡るときは、自転車から降り、自転車を押して通行してください

横断歩道の渡り方

- ▶自転車横断帯がある交差点では、歩行者・自転車専用信号に従い、自転車横断帯を通行しなければなりません
- ▶横断歩道のみ交差点では、歩行者用信号に従い、歩行者が多い時は、降りて歩いてください
- ▶車道通行時は、車両用の信号に従い、車道の左端を通行してください
- ▶左折専用レーン通行中に交差点を直進する時は、横断歩道または自転車横断帯を通行してください



市内自転車 安全利用情報

- 自転車通行可歩道
- - - 自転車通行帯
- ★ 自転車危険運転多発箇所
- 自転車事故状況(8月末現在)

1 市川・浦安線(バイパス)

車道を走行する自転車が多いですが、停車している車両が多いため安全走行が難しい道路です。安全のため歩道通行する場合は、自転車から降りて押して通行してください。
※バイパス沿いの歩道は自転車通行禁止の歩道です



2 北栄地区

浦安駅周辺は、大型車の通行が頻繁なうえ、道幅も狭く危険です。信号無視をする自転車が、ここ2年で3件の死亡事故が発生しています。必ず一時停止をし、信号を守ってください。



3 猫実地区のおさんぽバス通り

住宅が密集しているため、道幅が狭く見通しが良くないところが多々あります。「止まれ」の標識や表示を無視した飛び出しが多く、危険です。必ず止まって安全を確認してください。「止まれ」の表示がなくても一度止まって安全確認をしてください。



4 今川橋交差点

通勤・通学時間帯の歩道が大変混雑し、歩行者と接触の危険があります。歩行者優先で車道寄りを徐行し、道路を渡る際は、自転車横断帯を通行してください。



5 舞浜歩道橋

通勤・通学時間帯に、自転車と歩行者の接触事故が多発しています。スロープ・歩道橋上は自転車に乗ったままの通行は禁止です。自転車から降りて歩いてください。



自転車事故の 主な判例

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら、無灯火で走行中、女性と衝突。衝突された女性に重大な障がいが残った。
平成17年11月 横浜地裁
損害賠償額 **5000** 万円

歩道上で無灯火の15歳男性が乗った自転車が、歩行中の62歳男性と正面衝突。歩行者の男性は死亡した。
19年7月 大阪地裁
損害賠償額 **3000** 万円

自転車が、信号の無い交差点を歩いて横断中の54歳女性と衝突。女性は顔の骨や歯を折る。
21年3月 神戸地裁
損害賠償額 **1239** 万円

もしものために...

自転車保険

自転車安全整備士による点検・整備(有料)を受け、賠償責任保険・傷害保険のついている「TSマーク(1年有効)」を貼りましょう。TSマークは、付帯保険の補償額に応じ、青色の第一種と赤色の第二種があります。これは、「TSマーク」のついた自転車安全整備店の看板のあるお店で取り扱っています。

問い合わせ
県自転車軽自動車商共同組合
☎043・266・3221



東京、横浜、名古屋、大阪など主要4地裁の交通事故専門の裁判官は、平成22年3月、「歩道上の事故は原則、歩行者に過失はない」とする「新基準」を提示しました。自転車利用者への高額賠償の判決は、今後さらに増えていくことが予想されています。